

指定介護老人福祉施設ユートピア広沢
指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針等

(目的)

第1条 社会福祉法人邦知会が運営する指定介護老人福祉施設ユートピア広沢が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設で指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(利用定員)

第3条 利用定員は20名とする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者は、指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数は次のとおりとする。

一	管理者	1名
二	従業者 介護職員	20名以上
	生活相談員	1名以上
	看護職員	1名以上
	機能訓練指導員	1名以上
	管理栄養士	1名以上

2 職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。
- 二 従業者
 - 介護職員 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援、日常生活の援助を行う。
 - 生活相談員 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

看護職員 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な援助を行う。

管理栄養士 利用者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導に従事する。

- 3 従業者の配置人数については、関係法令等に従い、最低認可基準以上の人数を配置するものとする。

第3章 サービス利用に当たっての留意事項

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第5条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第6条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、要支援認定を受けていない利用申込者に対しては要支援認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、要支援認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第8条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第10条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

第4章 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第11条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第12条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第2条に規定する運営の方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるものとする。

一 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 三 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 四 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について者の同意を得るものとする。
- 五 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。
- 六 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 七 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 八 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 九 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 十 施設は、自らその提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第13条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- 一 日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切な支援
- 二 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
- 三 排泄の自立についての必要な支援
- 四 おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- 五 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第14条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第15条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第16条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

第17条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第18条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

第19条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額又から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 滞在に要する費用

三 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用

六 その他指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族

に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第20条 前条第2項第五号に規定する通常を送迎の実施地域は、桐生市（旧桐生市）の区域とする。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第21条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を定めるものとし、事業所はこの計画に基づき、年二回避難・救出訓練等を実施するものとする。

第6章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第23条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第24条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(掲 示)

第 2 5 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(個人情報の保護)

第 2 6 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に含めるものとする。

(苦情等への対応)

第 2 7 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(地域等との連携)

第 2 8 条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 2 9 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第 3 0 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護

の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 一 介護予防短期入所生活介護計画
- 二 第10条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第32条第2項に規定する身体拘束のその態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項の記録
- 四 第22条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(虐待防止に関する事項)

第31条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 三 その他虐待防止のために必要な措置
 - 四 責任者の設置
- 2 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第32条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第7章 雑 則

(改正)

第33条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

附 則

この規程は平成18年 4月1日から施行する。
 この規程は平成19年 4月1日から施行する。
 この規程は平成20年 4月1日から施行する。
 この規程は平成21年 4月1日から施行する。
 この規程は平成21年 7月1日から施行する。
 この規程は平成21年10月1日から施行する。
 この規程は平成22年 4月1日から施行する。
 この規程は平成23年 4月1日から施行する。
 この規程は平成24年 4月1日から施行する。
 この規程は平成25年 4月1日から施行する。
 この規程は平成26年 4月1日から施行する。
 この規程は平成27年 4月1日から施行する。
 この規程は平成28年 4月1日から施行する。
 この規定は平成29年 4月1日から施行する。
 この規定は平成30年 4月1日から施行する。
 この規程は平成31年 4月1日から施行する。
 この規程は令和 1年10月1日から施行する。
 この規程は令和 2年 4月1日から施行する。

別表（第19条関係）

一 従来型

1. 短期入所生活介護費（基本部分及び加算部分）

内 容	自己負担額
法定代理受領サービス	厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額

2. 食費（保険外 日額）

基準額 （第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
	第3段階	第2段階	第1段階
1,392円	650円	390円	300円

3. 居住費（保険外 日額）

区分	基準額 （第4段階）	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第3段階	第2段階	第1段階
従来型個室	1,171円	820円	420円	320円

多床室	855 円	370 円	370 円	0 円
-----	-------	-------	-------	-----

4. その他の費用

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	実費 (利用者のご希望による)	
通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用	1,000 円／片道	
電気代	50円／日 (個人で持ち込む電気器具)	1 台につき
キャンセル料	(ご利用者の体調不良等正当な事由がなく利用予定日の前日までに申し出がなかった場合のキャンセル料) 当日の利用料金(自己負担相当額)の50%	